

平成28年10月14日

各 位

会 社 名 株式会社デジタルデザイン
代表者名 代表取締役社長 星川 征仁
(コード：4764、JASDAQグロース)
問合せ先 業務推進グループ 桐山 雅志
(TEL. 03-5259-5300)

内部統制報告書の訂正報告書の提出に関するお知らせ

当社は、本日公表しました「過年度に係る有価証券報告書等の訂正報告書の提出及び過年度に係る決算短信等の訂正の公表並びに平成29年1月期第2四半期報告書提出及び平成29年1月期第2四半期決算発表に関するお知らせ」のとおり、過年度に係る有価証券報告書等の訂正報告書を近畿財務局へ提出するとともに、過年度に係る決算短信等の訂正開示を行いました。

また、これと併せ、金融商品取引法第24条の4の5第1項に基づき、「内部統制報告書の訂正報告書」を提出しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 訂正の対象となる内部統制報告書

- 第18期 内部統制報告書（自 平成25年2月1日 至 平成26年1月31日）
第19期 内部統制報告書（自 平成26年2月1日 至 平成27年1月31日）
第20期 内部統制報告書（自 平成27年2月1日 至 平成28年1月31日）

2. 訂正の内容

上記の各内部統制報告書のうち、3【評価結果に関する事項】を以下のとおり訂正いたします。
訂正箇所は_____を付して表示しております。

(1) 第18期 内部統制報告書（自 平成25年2月1日 至 平成26年1月31日）

(訂正前)

上記の評価手続を実施した結果、当社代表取締役社長寺井和彦は、平成26年1月31日時点において、当社グループの財務報告に係る内部統制は、有効であると判断した。

(訂正後)

下記に記載した財務報告に係る内部統制の不備は、財務報告に重要な影響を及ぼすこととなり、開示すべき重要な不備に該当すると判断した。したがって当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部

統制は有効でないと判断した。

記

当初、大阪で実施していた役職員の経費精算業務が東京へ移管する際に、元代表取締役社長の経費利用に関する不適切と思われる処理を把握し、監査法人へ相談した結果、元代表取締役社長が立て替え使用した会社経費について不適切な精算処理手続が行われていたとの疑義が生じたことから、不適切な処理の全容、実態について内部調査委員会を設置し、調査いたしました。その結果、精算内容の確認作業が適切に行われておらず、領収書等の必要な証拠書類の不備や資金用途が不明確なものが確認されました。

上記調査の結果から、客観性・中立性・専門性を高め、さらなる調査実施が必要であると判断し、当社とは利害関係を有しない外部の専門家で構成される第三者委員会を設置し、内部調査委員会の調査を引き継ぐことといたしました。

その後、第三者委員会より調査結果を受領し、過年度分の決算訂正が必要との指摘を受けました。

これに伴い、過年度決算を訂正するため、平成26年1月期（第18期）から平成28年1月期（第20期）までの有価証券報告書、及び平成26年1月期第1四半期から平成29年1月期第1四半期までの四半期報告書の訂正報告書を提出いたしました。

本件の原因としては、当社では毎月20万円強の「社長活動費用」という予算項目を計上していたため、元代表取締役社長は、当社内の経費精算の際に利用されている「立替経費精算書」に、単独で明細を記入し、同元代表取締役社長のみが捺印し、これを当社経理部に提出し、経費精算手続をしていたことがあげられます。

当社は、この業務プロセスの一部に関する内部統制に開示すべき重要な不備があったものと認識しております。

当社は、財務報告に係る内部統制の重要性を認識しており、第三者委員会の報告等を踏まえ、以下の再発防止策を講じてまいります。

(1) 社長活動費用の廃止

平成28年6月より実施済み

(2) 社長の経理処理プロセスの変更

○従前のプロセス

当社代表取締役社長の経費処理は、平成28年5月まで次のようなプロセスで行われていた。

① 社長自身が、立替経費精算書を作成する。

② 社長自身が精算書に捺印する。

(社長以外の者が精査を承認するルートは存在していなかった。)

③ 立替経費を精算する会計上の処理が、大阪オフィスで行われる。

④ 立替経費額が、社長の役員報酬振込口座に、月額報酬と併せて振り込まれる。

○平成28年6月以降のプロセス

平成28年6月以降、当社代表取締役社長の経費処理は次のように実行されるようになった。

① 社長自身が、立替経費精算書を作成する。

- ② 社長以外の者が、立替経費精算書を承認する。具体的には、管理部上長→事業部上長→社長以外の代表取締役又は取締役が、承認する。
- ③ 立替経費を精算する会計上の処理が、東京オフィスで行われる。
- ④ 立替経費額が、社長の役員報酬振込口座に、月額報酬と併せて振り込まれる。

(2) 第19期 内部統制報告書 (自 平成26年2月1日 至 平成27年1月31日)

(訂正前)

上記の評価手続を実施した結果、当社代表取締役社長寺井和彦は、平成27年1月31日時点において、当社グループの財務報告に係る内部統制は、有効であると判断した。

(訂正後)

下記に記載した財務報告に係る内部統制の不備は、財務報告に重要な影響を及ぼすこととなり、開示すべき重要な不備に該当すると判断した。したがって当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効でないと判断した。

記

当初、大阪で実施していた役職員の経費精算業務が東京へ移管する際に、元代表取締役社長の経費利用に関する不適切と思われる処理を把握し、監査法人へ相談した結果、元代表取締役社長が立て替え使用した会社経費について不適切な精算処理手続が行われていたとの疑義が生じたことから、不適切な処理の全容、実態について内部調査委員会を設置し、調査いたしました。その結果、精算内容の確認作業が適切に行われておらず、領収書等の必要な証拠書類の不備や資金用途が不明確なものが確認されました。

上記調査の結果から、客観性・中立性・専門性を高め、さらなる調査実施が必要であると判断し、当社とは利害関係を有しない外部の専門家で構成される第三者委員会を設置し、内部調査委員会の調査を引き継ぐことといたしました。

その後、第三者委員会より調査結果を受領し、過年度分の決算訂正が必要との指摘を受けました。

これに伴い、過年度決算を訂正するため、平成26年1月期（第18期）から平成28年1月期（第20期）までの有価証券報告書、及び平成26年1月期第1四半期から平成29年1月期第1四半期までの四半期報告書の訂正報告書を提出いたしました。

本件の原因としては、当社では毎月20万円強の「社長活動費用」という予算項目を計上していたため、元代表取締役社長は、当社内の経費精算の際に利用されている「立替経費精算書」に、単独で明細を記入し、同元代表取締役社長のみが捺印し、これを当社経理部に提出し、経費精算手続をしていたことがあげられます。

当社は、この業務プロセスの一部に関する内部統制に開示すべき重要な不備があったものと認識しております。

当社は、財務報告に係る内部統制の重要性を認識しており、第三者委員会の報告等を踏まえ、以下の再発

防止策を講じてまいります。

(1) 社長活動費用の廃止

平成28年6月より実施済み

(2) 社長の経理処理プロセスの変更

○従前のプロセス

当社代表取締役社長の経費処理は、平成28年5月まで次のようなプロセスで行われていた。

⑤ 社長自身が、立替経費精算書を作成する。

⑥ 社長自身が精算書に捺印する。

(社長以外の者が精査を承認するルートは存在していなかった。)

⑦ 立替経費を精算する会計上の処理が、大阪オフィスで行われる。

⑧ 立替経費額が、社長の役員報酬振込口座に、月額報酬と併せて振り込まれる。

○平成28年6月以降のプロセス

平成28年6月以降、当社代表取締役社長の経費処理は次のように実行されるようになった。

⑤ 社長自身が、立替経費精算書を作成する。

⑥ 社長以外の者が、立替経費精算書を承認する。具体的には、管理部上長→事業部上長→社長以外の代表取締役又は取締役が、承認する。

⑦ 立替経費を精算する会計上の処理が、東京オフィスで行われる。

⑧ 立替経費額が、社長の役員報酬振込口座に、月額報酬と併せて振り込まれる。

(3) 第20期 内部統制報告書 (自 平成27年2月1日 至 平成28年1月31日)

(訂正前)

上記の評価手続を実施した結果、当社代表取締役社長寺井和彦は、平成28年1月31日時点において、当社グループの財務報告に係る内部統制は、有効であると判断した。

(訂正後)

下記に記載した財務報告に係る内部統制の不備は、財務報告に重要な影響を及ぼすこととなり、開示すべき重要な不備に該当すると判断した。したがって当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効でないと判断した。

記

当初、大阪で実施していた役職員の経費精算業務が東京へ移管する際に、元代表取締役社長の経費利用に関する不適切と思われる処理を把握し、監査法人へ相談した結果、元代表取締役社長が立て替え使用した会社経費について不適切な精算処理手続が行われていたとの疑義が生じたことから、不適切な処理の全容、実態について内部調査委員会を設置し、調査いたしました。その結果、精算内容の確認作業が適切に行われておらず、領収書等の必要な証拠書類の不備や資金用途が不明確なものが確認されました。

上記調査の結果から、客観性・中立性・専門性を高め、さらなる調査実施が必要であると判断し、当社とは利害関係を有しない外部の専門家で構成される第三者委員会を設置し、内部調査委員会の調査を引き継ぐ

ことといたしました。

その後、第三者委員会より調査結果を受領し、過年度分の決算訂正が必要との指摘を受けました。

これに伴い、過年度決算を訂正するため、平成26年1月期（第18期）から平成28年1月期（第20期）までの有価証券報告書、及び平成26年1月期第1四半期から平成29年1月期第1四半期までの四半期報告書の訂正報告書を提出いたしました。

本件の原因としては、当社では毎月20万円強の「社長活動費用」という予算項目を計上していたため、元代表取締役社長は、当社内の経費精算の際に利用されている「立替経費精算書」に、単独で明細を記入し、同元代表取締役社長のみが捺印し、これを当社経理部に提出し、経費精算手続をしていたことがあげられます。

当社は、この業務プロセスの一部に関する内部統制に開示すべき重要な不備があったものと認識しております。

当社は、財務報告に係る内部統制の重要性を認識しており、第三者委員会の報告等を踏まえ、以下の再発防止策を講じてまいります。

(1) 社長活動費用の廃止

平成28年6月より実施済み

(2) 社長の経理処理プロセスの変更

○従前のプロセス

当社代表取締役社長の経費処理は、平成28年5月まで次のようなプロセスで行われていた。

⑨ 社長自身が、立替経費精算書を作成する。

⑩ 社長自身が精算書に捺印する。

(社長以外の者が精査を承認するルートは存在していなかった。)

⑪ 立替経費を精算する会計上の処理が、大阪オフィスで行われる。

⑫ 立替経費額が、社長の役員報酬振込口座に、月額報酬と併せて振り込まれる。

○平成28年6月以降のプロセス

平成28年6月以降、当社代表取締役社長の経費処理は次のように実行されるようになった。

⑨ 社長自身が、立替経費精算書を作成する。

⑩ 社長以外の者が、立替経費精算書を承認する。具体的には、管理部上長→事業部上長→社長以外の代表取締役又は取締役が、承認する。

⑪ 立替経費を精算する会計上の処理が、東京オフィスで行われる。

⑫ 立替経費額が、社長の役員報酬振込口座に、月額報酬と併せて振り込まれる。

以 上